

平成12年12月25日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 中 尾 巧

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の在留資格「投資・経営」の上陸許可基準に係るガイドラインについて（通達）
本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合の事業規模については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）の表の上欄「法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄第1号口及び第2号口において、「当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」と規定されているところ、基準省令に定める「規模」に係るガイドラインを「新規事業を開始しようとする場合の投資額が年間500万円以上であること。」と定めたので通達します。

なお、2人以上の常勤の職員が確保されず、本ガイドラインに基づき、入国・在留諸申請を受理した場合は、当分の間本省進達するものとします。

また、「入国・在留審査要領」の改訂については、別途通達します。

おって、管下出張所長に対しては貴職から通知願います。

本信写し送付先 入国者収容所長